

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額について

令和13年3月31日までに新築された認定長期優良住宅のうち、次の要件を満たす住宅について新築後一定期間、家屋に係る固定資産税が減額されます。

要件

(1) 認定長期優良住宅であること

認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅で、豊中市長の認定を受けたもの。

(2) 居住部分の床面積が、以下のとおりであること。

新築された時期により、床面積要件が異なります。

新築時期	一戸あたり床面積
令和8年3月31日までに新築された住宅	50㎡以上(貸家住宅の場合は40㎡以上) 280㎡以下
令和8年4月1日以降に新築された住宅	40㎡以上 240㎡以下

※併用住宅の場合は、居住部分の床面積が全体の2分の1以上である必要があります。

減額の内容

減額範囲

1戸当たり120㎡まで(120㎡を超える場合は120㎡相当分)について、固定資産税額の2分の1を減額します。(120㎡を超える部分については減額されません。)

減額期間

- A) B以外 5年度分
B) 中高層耐火建築物(3階建以上) 7年度分

※ 併用住宅等の場合は、居住部分の床面積のみが対象となります。

※ 都市計画税には適用されません。

※ 土地についての減額はありませぬ。

提出書類

- ① 認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書
- ② 認定長期優良住宅の認定通知書(写し)

当該住宅を新築した翌年の1月31日までに書類を提出してください。
(期間を経過した場合は申告できなかった理由が必要になります)